

川崎市議会議会局休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

平成28年4月1日
28川議庶第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「配偶者同行休業代替任期付職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休業」とは、次に掲げる休業をいう。

- (1) 育児休業（法第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

2 この要綱において「休業代替任期付職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 育児休業代替任期付職員
- (2) 配偶者同行休業代替任期付職員

(採用の条件)

第3条 休業代替任期付職員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り採用できるものとする。

- (1) 休業代替任期付職員を採用する以外に、対象職員（休業を取得しようとする職員又は休業を取得した職員で、休業代替任期付職員を採用することをもってその職員の業務を処理しようとする職員をいう。以下同じ。）の業務を処理することが困難であること。
- (2) 対象職員の休業の取得予定期間又は残余期間が、原則として1年以上であること。

(採用選考の実施及び方法)

第4条 局長は、休業代替任期付職員を採用しようとするときは、休業代替任期付職員の候補者として登録を行った者に対し、休業代替任期付職員の採用選考（以下「採用選考」という。）を実施する。

2 採用選考は、面接考査により行うものとする。

(所属長等の義務)

第5条 所属長等は、対象職員の休業取得期間について、休業代替任期付職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。